

学校法人会計と財務情報について



文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係

令和 7 年 11 月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校法人会計の基礎を理解する

- ①計算書類の種類を理解する
- ②基本金について理解する

2. 計算書類の読み方を理解する

- ①計算書類を見るポイントを理解する
- ②計算書類を使って学校法人の財務状況を分析する



本題に入る前に



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

0-1. 簿記の基礎知識

■ 複式簿記

仕訳を切る（＝取引を記録すること）方法の1つ。

収入・支出・資産・負債・純資産の5要素の増減を同時に記録する。

家計簿やお小遣い帳のように収支だけ記録する方法は単式簿記。

名前に意味はない。会話では「左側」「右側」で通じる。
覚えたい方は「り」「し」の払う方向と思えば覚えやすい。

借方（かりかた）

貸方（かしかた）



- 土地
- 建物
- 有価証券
- 現金預金
- 未収入金 など



- 人件費
- 教育研究経費
- 管理経費
- 資産処分差額（いわゆる
売却損） など



- 借入金
- 未払金
- 前受金 など



- 基本金
(企業の場合は資本金)
- 繰越収支差額



- 授業料
- 入学金
- 補助金
- 寄付金 など

年間の仕訳を集計して計算書類（決算書）ができる



0-1. 簿記の基礎知識

■ 発生主義

実際のおカネの入出金を伴う取引だけでなく、経済活動の発生という事実に基づく経理を行う考え方。

(例1) 研究機器を購入し、R7/3/31に納品された。支払いは翌月末払いである。

R7/3/31 (借方) 教育研究用機器備品 × × (貸方) 未払金 × ×

令和6年度の計算書類に計上される

R7/4/30 (借方) 未払金 × × (貸方) 現金預金 × ×

令和7年度の計算書類に計上される

(例2) 年度末の決算処理として、減価償却額の計上をした。

(= 固定資産の価値減少を計算書類に表す処理)

R7/3/31 (借方) 減価償却額 × × (貸方) 建物 × ×

資金は出でていかないが、計算書類（事業活動収支計算書）に「支出」として計上される
(補足) 減価償却額の計上分、計算書類上は収支が悪く見えるが、手元資金の観点で見ると、資金は出でていかないため、手元には資金が残っている



学校法人会計基準の基礎



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校法人会計基準とは

学校法人会計基準の位置付け

- 文部科学省令（昭和46年文部省令第18号）

私立学校法第101条に定める「文部科学省令で定める基準」のこと。（**令和7年度から**）

※令和6年度までは、私立学校振興助成法第14条1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」が根拠であった。

学校法人会計基準の制定・改正の経緯

昭和45年以前 私立学校の経理において統一的な基準なし。

昭和45年 私立大学等経常費補助金 創設

昭和46年 **学校法人会計基準 制定**

昭和51年 私立学校振興助成法 施行

私立学校の教育条件の維持及び向上・学生等の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるため。

補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の会計の標準化を図るため。

- ✓ 施行以来40年以上私学を取り巻く経営環境の変化
- ✓ 学校法人の経営状態を分かりやすく経営判断に活用できる会計基準が必要

「～（略）～補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（=**学校法人会計基準**）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」
(私立学校振興助成法 第14条第1項から抜粋)

平成20年～ 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」において議論

平成25年 学校法人会計基準の一部を改正する省令 公布

平成27年 平成25年改正学校法人会計基準施行（都道府県知事所轄法人は平成28年度から適用）

「学校法人会計基準の在り方について報告書」（平成25年1月）に基づき改正

- ✓ 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけ

令和5年5月～ 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において議論

令和6年9月 学校法人会計基準の一部を改正する省令 公布

令和7年4月 改正学校法人会計基準（新会計基準）施行

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月）に基づき改正

2-1. 計算書類の体系

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。
- ✓ 財産目録の様式等についても新会計基準で規定。

改正前会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類（第4条）

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表（※）
 - ・人件費支出内訳表（※）
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表（※）

・貸借対照表

- ・固定資産明細表
- ・借入金明細表
- ・基本金明細表

（様式について法令上の定めなし）

・財産目録



（※）計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける（私学助成法施行規則2）

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類（第3章）

計算書類（第16条）

- ・貸借対照表
 - ※財政状態を表す
- ・事業活動収支計算書
 - ※収支の均衡と永続性を表す
- ・資金収支計算書
 - ※現金の動きを表す
- ・活動区分資金収支計算書
 - ※活動ごとの現金の動きを表す
- ・注記事項
 - ・セグメント情報

※学校、附属施設等の部門別の情報表示（事業活動収支計算書科目が対象）

・子法人

※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書（第41条）

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録（第4章）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人設置が義務付け・大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務

（私立学校法86条）（私学法施行規則24）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査（★2）の対象となる（私立学校法106条、107条）

★ 1 2

大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他の法人は任意

2-2. 貸借対照表

貸借対照表の目的：

当該会計年度末の財政状態
(運用形態と調達源泉)を
明らかにする。

基本金に対応する運用資産

本年度末と前年度末
を対比する様式。

貸借一致

貸借対照表

平成X2年3月31日

(単位 円)

資産の部 科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産	×××	×××	×××
有 形 固 定 資 産	×××	×××	××
土 地	×××	×××	××
建 物	×××	×××	××
教 育 研 究 用 機 器 備 品	×××	×××	××
管 理 用 機 器 備 品	×××	×××	××
・・・	×××	×××	××
特 定 資 産	×××	×××	××
第2号基本金引当特定資産	×××	×××	××
第3号基本金引当特定資産	×××	×××	××
(同)引当特定資産	×××	×××	××
そ の 他 の 固 定 資 産	×××	×××	××
施 設 利 用 権	×××	×××	××
ソ フ ト ウ エ ア	×××	×××	××
有 価 証 券	×××	×××	××
・・・	×××	×××	××
流 動 資 産	×××	×××	××
現 金 預 金	×××	×××	××
未 収 入 金	×××	×××	××
・・・	×××	×××	××
資 産 の 部 合 計	×××	×××	××

負 債 の 部 科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債	×××	×××	××
長 期 借 入 金	×××	×××	××
学 校 債	×××	×××	××
退 職 給 与 引 当 金	×××	×××	××
・・・	×××	×××	××
流 動 負 債	×××	×××	××
短 期 借 入 金	×××	×××	××
1年以内償還予定学校債務	×××	×××	××
手 形 債 務	×××	×××	××
未 払 金	×××	×××	××
前 受 金	×××	×××	××
・・・	×××	×××	××
負 債 の 部 合 計	×××	×××	××

純 資 産 の 部 科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基 本 本 金	×××	×××	××
第 1 号 基 本 金	×××	×××	××
第 2 号 基 本 金	×××	×××	××
第 3 号 基 本 金	×××	×××	××
第 4 号 基 本 金	×××	×××	××
緑 越 収 支 差 額	△ ×××	△ ×××	××
翌 年 度 緑 越 収 支 差 額	△ ×××	△ ×××	××
純 資 産 の 部 合 計	×××	×××	××
負債及び純資産の部合計	×××	×××	××

運用形態

調達源泉

2-3. 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書の目的：当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにする。

→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。

事業活動収支計算書

平成X1年4月 1日から
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部 教育活動収支	学生生徒等納付金	×××	×××	×××	
	手数料	×××	×××	×××	
	寄付金	×××	×××	×××	
	経常費等補助金	×××	×××	×××	
	付随事業収入	×××	×××	×××	
	雑収入	×××	×××	×××	
	教育活動収入計	×××	×××	×××	
	科 目	予 算	決 算	差 異	
	人件費	×××	×××	×××	
	教育研究経費	×××	×××	×××	
事業活動支出の部 教育活動支出	管理経費	×××	×××	×××	
	徴収不能額等	×××	×××	×××	
	教育活動支出計	×××	×××	×××	
	教育活動収支差額	×××	×××	×××	
	科 目	予 算	決 算	差 異	
	受取利息・配当金	×××	×××	×××	
	その他の教育活動外収入	×××	×××	×	
	教育活動外収入計	×××	×××	×	
	科 目	予 算	決 算	差 異	
	借入金等利息	×××	×××	×	
教育活動外収支 の活動の部	その他の教育活動外支出	×××	×××	×××	
	教育活動外支出計	×××	×	×××	
	教育活動外収支差額	×××	×××	×××	
	経常収支差額	×××	×××	××	

毎年度の収支バランスを表示

予算と決算（実績）を対比する様式。

事業活動収入の部 特別収支	科 目	予 算	決 算	差 異
資産売却差額	×××	×××	×××	
その他の特別収入	×××	×××	×××	
施設設備寄付金	×××	×××	×××	
現物寄付	×××	×××	×××	
施設設備補助金	×××	×××	×××	
特別収入計	×××	×××	×××	
事業活動の部 特別支出	科 目	予 算	決 算	差 異
資産処分差額	×××	×××	×××	
その他の特別支出	×××	×××	×××	
災害損失	×××	×××	×××	
特別支出計	×××	×××	×××	
特別収支差額	×××	×××	×××	
〔予備費〕	(×××) ×××			×××
基本金組入前当年度収支差額	×××	×××	×××	
基本金組入額合計	△×××	△×××	△××	
当年度収支差額	×××	×××	×××	
前年度繰越収支差額	×××	×××	×××	
基本金取崩額	×××	×××	×××	
翌年度繰越収支差額	×××	×××	×××	
(参考)				
事業活動収入計				
事業活動支出計				

長期の収支バランスを表示

経常的な収支バランス

教育活動の収支バランス

教育活動外の収支バランス

臨時的な収支バランス

2-4. 資金収支計算書

資金 収 支 計 算 書

平成X1年4月 1日から
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

収入の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	×××	×××	△	×××
手 数 料 収 入	×××	×××		×××
寄 付 金 収 入	×××	×××		×××
補 助 金 収 入	×××	×××		×××
資 産 売 却 収 入	×××	×××		×××
付 隨 事 業 ・ 収 益 事 業 収 入	×××	×××		×××
受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	×××	×××		×××
雑 収 入	×××	×××		×××
借 入 金 等 収 入	×××	×××		×××
前 受 金 収 入	×××	×××		×××
そ の 他 の 収 入	×××	×××		×××
第 2 号 基 本 金 引 当 特 定 資 産 取 崩 収 入	×××	×××		×××
第 3 号 基 本 金 引 当 特 定 資 産 取 崩 収 入	×××	×××		×××
(何) 引 当 特 定 資 産 取 崩 収 入	×××	×××		×××
前 期 末 未 収 入 金 収 入	×××	×××		×××
資 金 収 入 調 整 勘 定	△	×××	△	×××
前 年 度 繰 越 支 払 資 金	×××	×××		
収 入 の 部 合 計	×××	×××		×××
支出の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
人 件 費 支 出	×××	×××		×××
教 育 研 究 経 費 支 出	×××	×××		×××
管 理 経 費 支 出	×××	×××		×××
借 入 金 等 利 息 支 出	×××	×××		×××
借 入 金 等 返 済 支 出	×××	×××		×××
施 設 関 係 支 出	×××	×××		×××
設 備 関 係 支 出	×××	×××		×××
資 産 運 用 支 出	×××	×××		×××
そ の 他 の 支 出	×××	×××		×××
[予 備 費]	(×××)			
	×××			×××
資 金 支 出 調 整 勘 定	△	×××	△	×××
翌 年 度 繰 越 支 払 資 金	×××	×××		×××
支 出 の 部 合 計	×××	×××		×××

収
入

支
出

資金収支計算書の目的：

当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに、当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにする。

予算と決算（実績）を対比する様式。

2-5. 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書）

活動区分資金収支計算書

平成X1年4月 1日から

平成X2年3月31日まで

(単位 円)

科 目		金額	科 目		金額
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	×××	その他の活動による資金収支	借入金等収入	×××
	手数料収入	×××		有価証券売却収入	×××
	特別寄付金収入	×××		第3号基本金引当特定資産取崩収入	×××
	一般寄付金収入	×××		(何)引当特定資産取崩収入	×××
	経常費等補助金収入	×××		小計	×××
	付随事業収入	×××		受取利息・配当金収入	×××
	雑収入	×××		収益事業収入	×××
	教育活動資金収入計	×××		その他の活動資金収入計	×××
	人件費支出	×××		借入金等返済支出	×××
	教育研究経費支出	×××		有価証券購入支出	×××
施設整備等活動による資金収支	管理経費支出	×××		収益事業元入金支出	×××
	教育活動資金支出計	×××		小計	×××
	差引	×××		借入金等利息支出	×××
	調整勘定等	×××		その他の活動資金支出計	×××
	教育活動資金収支差額	×××		差引	×××
科 目		金額	科 目		金額
教育活動による資金収支	施設設備寄付金収入	×××	その他の活動による資金収支	調整勘定等	×××
	施設設備補助金収入	×××		その他の活動資金収支差額	×××
	施設設備売却収入	×××		支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	×××
	第2号基本金引当特定資産取崩収入	×××		前年度繰越支払資金	×××
	(何)引当特定資産取崩収入	×××		翌年度繰越支払資金	×××
	施設整備等活動資金収入計	×××			
	施設関係支出	×××			
	設備関係支出	×××			
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	×××			
	(何)引当特定資産繰入支出	×××			
施設整備等活動による資金収支	施設整備等活動資金支出計	×××			
	差引	×××			
	調整勘定等	×××			
	施設整備等活動資金収支差額	×××			
	小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	×××			

「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」、「その他の活動による資金収支」に区分し、活動区分ごとの収支の状況を明らかにする。

2-6. 計算書類間のつながり

資金収支計算書

支出 の部	収入 の部
翌年度繰越 支払資金	

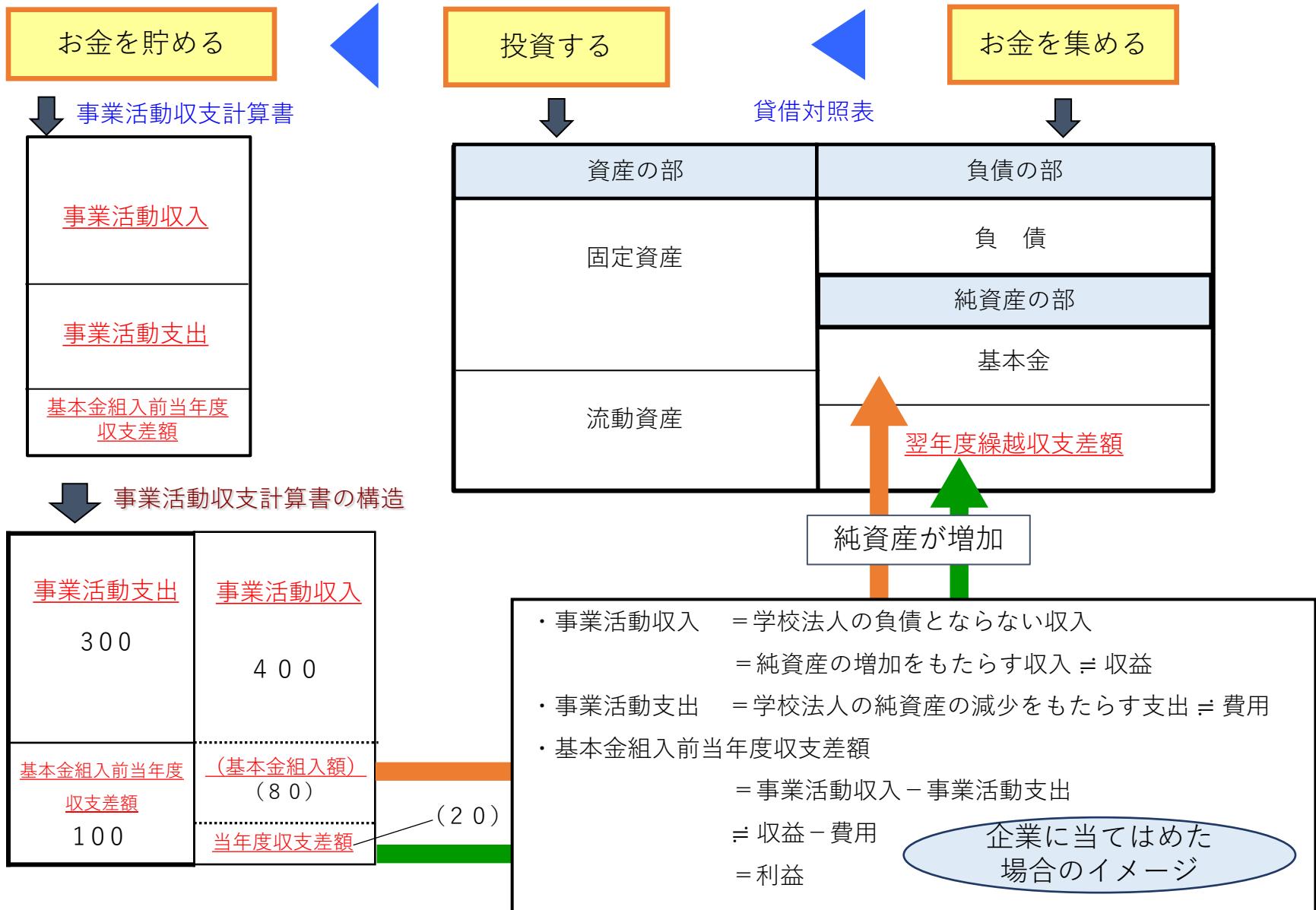
貸借対照表

資産	負債
現金預金	
純資産	翌年度繰越 収支差額

事業活動収支計算書

事業活動 支出	事業活動 収入
基本金 組入額	
翌年度繰越 収支差額	

2-7. 計算書類における資金の流れ



2-8. 注記事項について

注記事項：計算書類の補足事項となるもの

→計算書類には数字しか記載されていないことから、

財政や経営の状況を正確に判断するために、数字に関する説明や背景を記したもの

【学校法人会計基準上で記載が求められる注記事項】

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
2. 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額
3. 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
4. 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
5. 担保に供されている資産の種類及び額
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策
8. セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報
9. 重要な偶発債務
10. 子法人に関する事項
11. 学校法人の出資による会社に係る事項
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項
13. 学校法人間の財務取引
14. 重要な後発事象
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (1)有価証券の時価情報
- (2)デリバティブ取引
- (3)主な外貨建資産・負債
- (4)通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- (5)純額で表示した補助活動に係る収支 等



2-9. 収益事業会計について①

■学校法人が収益事業を行う場合には、収益事業の種類を寄附行為に定める必要がある
(私立学校法第23条第1項第13号)

■行うことができる収益事業の種類

①農業、林業、②漁業、③鉱業、採石業、砂利採取業、④建設業、⑤製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）、
⑥電気・ガス・熱供給・水道業、⑦情報通信業、⑧運輸業、輸送業、⑨卸売業、小売業、⑩保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）、⑪不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業、⑫学術研究、専門・技術サービス業、⑬宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）、⑭生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）、
⑮教育、学習支援業、⑯医療、福祉、⑰複合サービス業、⑱サービス業（他に分類されないもの）

■収益事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。（私立学校法第19条）

■収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、**貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない**。（学校法人会計基準第1条第2項）

■収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、**一般に公正妥当と認められる企業会計の原則**に従つて行わなければならない。（学校法人会計基準第3条）

■収益事業会計に関しては、学校法人会計の慣行も踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則（例：企業会計原則など）に従う。

→企業会計と一言で言っても、大企業向けの「企業会計基準」や中小企業向けの「中小企業の会計に関する指針」など複数種類があり、必ずしも一律に「企業会計基準」の適用を求めている趣旨ではない。

■利益処分に関する計算書類は作成されない

→学校法人の事業の一部であり、収益事業の利益に対する分配権は誰も持ちはないため



2-10. 収益事業会計について②

■学校会計と収益事業会計の対応関係

学校会計

収益事業会計

計算書類	科目表示	計算書類	科目表示
貸借対照表	収益事業元入金	貸借対照表	元入金
資金収支計算書	収益事業収入 収益事業元入金支出 収益事業元入金回収収入	損益計算書	学校法人会計繰入金支出 元入金（純資産） 元入金（純資産）
事業活動収支計算書	収益事業収入	損益計算書	学校法人会計繰入金支出



3-1. 基本金とは

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である。



学校法人は、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である。

事業活動収支計算書（概略）	決算
教育活動収支差額	△ 50
教育活動外収支差額	30
経常収支差額	△ 20
特別収支差額	△ 10
基本金組入前当年度収支差額	△ 30
基本金組入額合計	△ 100
当年度収支差額	△ 130
前年度繰越収支差額	50
基本金取崩額	50
当年度繰越収支差額	△ 30



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3-2. 基本金の種類①

第1号基本金：教育に供される固定資産の維持取得に係る基本金

定義：学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

特徴：取得した固定資産の価額と連動して組み入れる

第1号基本金の分だけ現金を持っておく、というわけではない

例) 校舎を5億円（自己資金）で取得した場合、第1号基本金はそれに対応して5億円を組み入れ

第2号基本金：将来取得計画のある固定資産の取得資金に係る基本金

定義：学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

特徴：将来的に取得する予定のある固定資産のために、事業活動収入から計画的に留保された金銭であり、いわゆる先行組入れのようなもの

対応する金銭は特定資産（第2号基本金引当特定資産）として、貸借対照表の資産側に計上される



3-3. 基本金の種類②

第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する基本金

定義：基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

特徴：特定の目的、例えば奨学金や特定の研究等のために使用する基金等の元本であり、
設定する場合は計画的に組み入れる必要がある

対応する金銭は特定資産（第3号基本金引当特定資産）として、貸借対照表の資産
側に計上される

第4号基本金：必要な運転資金維持に係る基本金

定義：恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額（※）

特徴：前年度の経常的経費の1か月分の運転資金を万が一に備えて基本金として保持する

（※）昭和62年8月31日文部大臣裁定（令和7年2月12日最終改正）「学校法人会計基準第13条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」



計算書類の分析



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4-1. 収支差額の分析（事業活動収支計算書）

区分	把握する情報	主な収入支出科目
①教育活動収支差額	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を把握	学生生徒等納付金 補助金 寄付金 人件費 教育研究経費 管理経費 等
②教育活動外収支差額	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を把握	受取利息・配当金 借入金等利息 等
③ = ① + ② 経常収支差額	経常的な収支バランスを把握	
④特別収支差額（臨時の収支）	資産売却や処分等の臨時的な収支を把握	施設設備補助金 デリバティブ解約損 等
⑤ = ③ + ④ 基本金組入前当年度収支差額	毎年度の収支バランスを把握	



4-2. 比率による分析①

【事業活動収支計算書の関係比率】

支出に関して経常収入に占める割合を示すタイプ ← 支出の構成は適切かをチェック

① **人件費比率** 人件費／経常収入

人件費の経常収入に占める割合

人件費は学校の最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると収支悪化の要因となる

② **教育研究費比率** 教育研究経費／経常収入

教育研究経費の経常収入に占める割合

教育や研究の目的にどの程度費やされているのかを示すので、均衡を失しない範囲で比率が高くなることが望ましい

③ **管理経費比率** 管理経費／経常収入

管理経費の経常収入に占める割合

教育や研究以外の目的にどの程度費やされているのかを示すので、教育研究に支障が生じない範囲で比率が低くなることが望ましい

(出典) 令和6年度版今日の私学財政 大学・短期大学編 (日本私立学校振興・共済事業団)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4-3. 比率による分析②

【事業活動収支計算書の関係比率】

④ 学生生徒等納付金比率 ・・・ 学生生徒等納付金／経常収入

生生徒等納付金（学納金）の経常収入に占める割合

学納金は、学校法人の収入の7割以上を占めている自己財源

学生の定員充足率が学納金収入の増減に影響

収入構成は適切かをチェック

⑤ 経常収支差額比率 ・・・ 経常収支差額／経常収入

経常的な収入と支出のバランスはとれているのかをチェック

プラスが大きいほど経常的な収支は安定していることを示す

⑥ 基本金組入率 ・・・ 基本金組入額／事業活動収入

事業活動収入の総額から基本金への組入れ状況を示す比率

基本金の組入内容が単年度の固定資産の取得によるものなのか、

第2号や3号基本金の計画的な組入れによるものか実態を確認するにより状況を把握

支出の構成は適切かをチェック



4-4. 比率による分析③

【事業活動収支計算書の関係比率】

収入に関して事業活動収入に占める割合を示すタイプ

⑦ 寄付金比率 ・・・ 寄付金／事業活動収入

寄付金の事業活動収入に占める割合

寄付金は私立学校にとって重要な収入源

経年比較することにより、一定水準の寄付金が安定的に確保されているかを示す
収入構成は適切かをチェック

⑧ 補助金比率 ・・・ 補助金／事業活動収入

国又は地方公共団体の補助金の事業活動収入に占める割合

学校法人において、補助金は一般に学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入源泉。

収入構成は適切かをチェック



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4-5. 比率による分析④

【貸借対照表の関係比率】

⑨ 繰越収支差額構成比率 繰越収支差額／(総負債 + 純資産)

繰越収支差額の「総負債 + 純資産」の合計額に占める構成割合

繰越収支差額は、過年度の事業活動収入超過額（又は支出超過額）の累計額

繰越収支差額がプラスのイメージ

資産の部	負債の部
固定資産	負 債
流動資産	純資産の部 基金 繰越収支差額

繰越収支差額がマイナスのイメージ

資産の部	負債の部
固定資産	負 債
流動資産	純資産の部 基金 繰越収支差額

繰越収支差額のマイナス部分



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4-6. 比率による分析⑤

【貸借対照表の関係比率】

⑩ 基本金比率 ・・・ 基本金／基本金要組入額

基本金組入対象資産額である要組入額に対する組入済基本金の割合（上限は100%）
未組入額があることは、借入金または未払金をもって基本金組入対象資産を取得
していることを意味するため、100%に近いことが望ましい

注）100%である場合でも、繰越事業活動収支差額において支出超過となっている場合、
累積した支出超過が基本金を毀損することとなることから、繰越事業活動収支
差額の状況を合わせてチェックすることが必要

⑪ 運用資産余裕比率 ・・・ (運用資産 - 外部負債) / 経常支出

比率が高いほど運用資産の蓄積が良好

1.0を超えている場合は、1年間の学校法人の経常的な支出を賄えるだけの資金を保有
していることを示す

$$\begin{aligned} \text{※運用資産} &= \text{特定資産} + \text{有価証券（固定資産）} + \text{有価証券（流動資産）} + \text{現金預金} \\ \text{外部負債} &= \text{借入金} + \text{学校債} + \text{未払金} + \text{手形債務} \end{aligned}$$



4-7. 比率による分析⑥

【貸借対照表の関係比率】

⑫ 固定比率 ・・・ 固定資産／純資産

固定資産の純資産に対する割合

資金の調達源泉とその使途を対比させる比率

⑬ 固定長期適合率 ・・・ 固定資産／(純資産 + 固定負債)

固定資産の長期資産 (純資産 + 固定負債) に対する割合

固定資産を取得する場合、長期間活用できる安定的な資金として自己資金の他、短期的に返済を迫られない長期借入金で賄うべきであるとの原則に対してどの程度適合しているのかを示している

100%以下の場合：低い方がよい

100%を超えた場合：固定資産の調達源泉に、短期借入金等の流動負債を使っていると考えられ、財政の安定に欠け、長期的にみて不安定な要素があることを示す



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4-8. 比率による分析⑦

【貸借対照表の関係比率】

⑭ 流動比率 流動資産／流動負債

流動資産の流動負債に対する割合

流動負債 (= 1年以内に償還しなければならない負債) に対して

流動資産 (= 現預金や1年以内に現金化できる資産) がどの程度準備されているかを示す

学校法人の資金流動性 = 短期的な支払い能力を判断

⑮ 前受金保有率 現金預金／前受金

当該年度に收受している翌年度分の授業料や入学金等が、翌年度繰越支払資金である現金預金の形で当該年度に適切に保有されているかを測る

100%を超えることがあたりまえ

【100%を下回る理由】

- ・前受金として收受した資金を有価証券のように現金預金以外の形で保有し、短期的な運用を行っている場合
→この場合、有価証券の状況を確認
- ・翌年度分の給付金として收受した前受金の前年度のうちから手を付けている場合
→この場合、資金繰りに困っている状況を表している



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4-9. 比率による分析⑧

【貸借対照表の関係比率】

⑯ 積立率 ・・・ 運用資産／要積立額

学校法人の経営を持続的・安定的に継続するために必要となる運用資産の保有状況を表す

■運用資産 = 現金預金 + 特定資産 + 有価証券

■要積立額 = 減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金

長期的に必要となる資金需要として、

- ・施設設備の取替更新 (減価償却累計額 + 2号基本金)
- ・退職金支払 (退職給与引当金)
- ・継続的な保有が必要な基金 (3号基本金)

に焦点をあてて、換金可能な金融資産をどれほど保有しているかをチェックするもの



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校法人会計基準に関する情報を文部科学省のホームページに掲載しました
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1362110.htm



学校法人会計基準の運用に関するQ&Aや学校法人会計基準に関する解説を
随時公表予定です。

内容に不明点等があれば、ご相談ください。

文部科学省高等教育局
私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（2539）
メール：sigsanji@mext.go.jp



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN